

「栃木県産農産物海外向け情報発信事業 PR サイト作成」業務委託仕様書

本仕様書は、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会(以下、「甲」という。)が発注する「栃木県産農産物海外向け情報発信事業 PR サイト作成」業務(以下「委託業務」という。)を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、栃木県産農産物の輸出に深刻な影響が生じており、これまで築き上げてきた現地バイヤーとの信頼関係や、現地消費者からの認知度低下が懸念されている。

そこで、海外への栃木県産農産物の積極的な PR を早急に展開するため、現地バイヤーや現地消費者に対する情報発信サイトを開設し、別に作成する海外向け栃木県産農産物 PR 動画のランディングサイトとしても活用することで、新型コロナウイルス感染症収束後の速やかな輸出回復を図る。

2. 委託期間

契約締結の日から令和 3(2021)年 3 月 11 日(木)

3. 委託業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 栃木県産農産物の海外向け PR サイトの作成

①作成方法

サーバーの管理については甲が指定するサーバー管理会社が行うため、乙はサーバー管理会社と連携を図りながら制作する。

②PR サイトのイメージ

外国人目線を重視し、美味しい農産物が育まれる環境などや観光要素も加えながら視覚的に魅せるサイトを制作する。

③PR サイトの構成 (必須項目)

ア. 各商品紹介ページを束ねたトップページ

農産物以外の県産品や観光サイトとも連携した栃木県 PR サイト(ランディングサイト)となるよう制作する。

イ. 主力輸出品目ごとの商品ページ

- ・主力輸出品目とは牛肉、いちご、梨、コメ等をいう。
- ・商品ページは主力輸出品目ごとに 1 ページ以上作成し、計 5 ページ以上制作すること。
- ・品目毎にセールスポイント(味、見た目、品質、旬の時期、美味しい食べ方、見分け方、またどこで購入することができるのかなど海外からの問い合わせ先等)を PR する。
- ・PR 方法については対象が外国人であることを意識し、外国人の視点から食べてみ

たい、行ってみたいと思わせるような方法を提案し、制作する。

例) 栃木県に住む外国人による栃木県産農産物を利用した料理体験動画など

(2) PR サイト制作に係る要件

- ①対象品目：牛肉、いちご、梨、コメ、その他の農産物（甲が指定する5～10品目程度）
- ②対象国：主に、アメリカ、EU、東南アジア
- ③作成言語：英語、中国語（簡体字及び繁体字）、タイ語、日本語
 - ・英語を基本とし、言語を切り替えられるよう制作する。
 - ・翻訳は、海外の消費者が違和感なく読み取れるように表現すること。
- ④対応端末：パソコン、スマートフォン
- ⑤リンク：海外向け栃木県産農産物PR動画(R2年度作成)、海外宅配サイト(J's Agri、<https://www.js-agri.jp/en>)、観光サイト（栃木県観光物産協会公式サイト、<https://www.tochigiji.or.jp/>）など

(3) SEO 対応

甲が指定するサーバー管理会社と連携を図りながら、継続的にサイトへの訪問者を増やすための効果的なアイデアを提案する。

(4) SNS 広告等による誘導

PR サイト開設後、SNS 広告等の活用により、海外のバイヤーや消費者に対し、PR サイトへの誘導を図る。

4. 委託業務の実施場所

日本国内

5. 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

6. 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の①及び②の提出（いずれも任意様式）により、契約期間内に行うこと。

① 業務完了報告書

② 成果品

(ア) 成果報告書

成果報告書には、委託業務に関するまとめ、独自性、考察等を記述すること。

(イ) 作成したデザイン画像、撮影した写真、動画は電子媒体で提出すること。

(2) 処理状況の報告

乙は甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7. その他

- (1) 乙は本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行う前に当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (6) 制作に必要な取材、撮影、映像制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (7) 制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、受託者は著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (8) サイト完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

【参考】

以下を参考に PR サイトを制作すること。

〈ホームページ〉

- ・ 栃木県観光物産協会公式サイト
<https://www.tochigiji.or.jp/>
- ・ 海外宅配サイト (J's Agri)
<https://www.js-agri.jp/en>
- ・ 「いちご王国」プロモーション
<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/ichigooukoku/>
- ・ 栃木県農業試験場いちご研究所
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g61/>
- ・ 栃木県農業試験場 「栃木県が育成した品種」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g59/ikuseihinsyu.html>
- ・ (一社) とちぎ農産物マーケティング協会
<http://tochigipower.com/>
- ・ とちぎで生まれた4つのおいしい物語
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/work/documents/oishiimonogatari.pdf>

8. 実施スケジュール (予定)

時期	業務委託	当会実施
令和2(2020)年 9月10日(木) 9月14日(月) 9月16日(水) 9月18日(金) 10月1日(木) 10月6日(火) 10月中旬 10月中旬～12月 10月下旬 12月下旬	調整及び打ち合わせ等開始 デザインカンパ提出 撮影・制作開始 進捗状況報告	公募開始 質問書の提出期限 質問書への回答 参加表明書の提出期限 企画提案書の提出期限 プロポーザル審査会 選考結果通知、契約締結 進捗状況ヒアリング
令和3(2021)年 1月上旬～2月上旬 2月中旬 2月中旬～3月上旬 3月上旬 3月中旬	制作 公開 SNS 広告等による誘導 業務完了報告	完了検査 委託料支払い